

## 北海道博物館告示第5号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成30年3月30日

北海道博物館長 石森 秀三

### 1 入札に付す事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
北海道博物館特別展プロジェクトマッピング業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
契約締結日の翌日から平成30年8月31日まで
- (4) 履行場所  
北海道博物館（札幌市厚別区厚別町小野幌53-2）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道博物館告示第4号に規定する北海道博物館特別展プロジェクトマッピング業務に関する資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道博物館 会議室
- (2) 入札日時 平成30年4月26日（木）午後2時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 7 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2  
北海道博物館総務部総括グループ
- (2) 交付方法 ア (1)の場所で交付する。  
イ 次のホームページでインターネットにより交付する。ただし、インターネットによる配付が出来ない書類については、交付場所で直接行う。また、郵送を希望する者は、送付先等を記載した書類を交付場所に送付(FAX可)すること。複写(白黒)したものを着払いで送付する。  
「北海道博物館のホームページ <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>  
問合せ先 総務部総括グループ 電話 (011)898-0456、FAX (011)898-2657

### 8 郵便等又は電報による入札

- (1) 郵送等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

#### 9 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 12 契約書作成の要否 要

#### 13 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。
- (3) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名称 北海道博物館総務部総括グループ
  - イ 所在地 郵便番号：004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2  
電話番号：011-898-0456
- (6) 前金払  
契約金額の3割に相当する額以内とする。
- (7) 概算払はしない。
- (8) 部分払はしない。
- (9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) この入札の執行は、公開する。
- (12) 詳細は、入札説明書による。